

障がいのある人が安心して暮らせる社会をめざして 岐阜県障害者権利擁護センター

私たちの周りでは、障がい者の尊厳を傷つける様々な虐待が発生しています。障がい者に対する虐待は、障がい者を養護する家族や障害者福祉施設の職員、勤め先の経営者などから、暴力による身体的な虐待や経済的な虐待など、様々なケースがあります。こうした障がい者に対する虐待を防ぐため、平成24年10月1日「障害者虐待防止法」が施行されました。この法律に基づき、障がい者に対する虐待の防止や対応の窓口として設置された「岐阜県障害者権利擁護センター」の役割や取組等についてお伺いしました。

Q1 「障害者虐待防止法」はどんな法律ですか？

障がい者の尊厳を守り、障がい者に対する虐待を防ぐための法律で、正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」です。

法に位置づけられている「虐待」は、
① 養護者による障害者虐待
② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
③ 使用者による障害者虐待
「虐待の類型」は、

- ① 身体的虐待
 - ② ネグレクト
 - ③ 心理的虐待
 - ④ 性的虐待
 - ⑤ 経済的虐待
- の5つと定義されています。

Q2 「岐阜県障害者権利擁護センター」はどんなところで

障害者虐待防止法に基づき、各県に障害者権利擁護センターが設置されており、岐阜県では、一般社団法人岐阜県社会福祉士会が県から委託を受け運営しています。

センターには、専任相談員1名と非常勤相談員1名がおり、使用者（雇用主など）虐待に関する通報又は届出の受理、障がい者及び養護者支援に関する相談への対応、または相談機関の紹介、連絡調整、虐待防止等のために必要な支援や広報啓発等を行っています。

事務所の開所時間は平日9時から17時までですが、それ以外の時間帯も電話を転送し、24時間虐待に係る

通報等を受理しています。

また、県内5圏域に2名ずつ圏域相談員（非常勤）を置き、通報・相談があった場合には、近くの相談員が対応できるようにしています。

Q3 センターにはどのような相談がありますか？

平成24年10月の開所以来、平成28年度末までの新規相談は207件、継続相談は914件ありました。（別表参照）

相談の傾向としては、精神障がいの方からの事業所における不適切な対応や暴言等、心理的虐待の通報・相談が多く、他にも、養護者・施設従事者からの虐待相談や生活相談、市町村の対応方法についての相談もありました。

Q4 通報・相談後の対応について教えてください。

通報や相談があった場合、受理した者だけで判断するのではなく、被害者の安全確保等の緊急対応が必要かどうかを検討するため会議を開きます。緊急性があると判断した場合は、警察や福祉施設等の関係者と連携をとって速やかに対応します。緊急性がない場合は、必要に応じて本人と面談し詳細を聞き、本人の意思を確認してから、該当する相手方（事業所、養護者等）に事実確認を行

岐阜県障害者権利擁護センター 相談件数 (H24.10～H29.3)

虐待者種別 障害種別	新規相談件数					継続相談件数 (相談者からの受信のみ)					計
	養護者虐待の可能性	施設虐待の可能性	使用者虐待の可能性	その他虐待の可能性	その他相談	養護者虐待の可能性	施設虐待の可能性	使用者虐待の可能性	その他虐待の可能性	その他相談	
身体障害	3	4	7	2	4	5	7	6	1	12	51
知的障害	3	5	10	2	4	4	0	358	2	27	415
精神障害	18	6	21	6	18	291	53	80	11	22	526
その他 不明	0	0	7	0	87	0	1	4	0	30	129
小計	24	15	45	10	113	300	61	448	14	91	1121
合計	207					914					

います。使用者による虐待の場合は、その結果を県に報告、県から労働局に報告し、必要があれば労働局が再度事実確認を行い、虐待があったかどうかを総合的に判断します。養護者や施設従事者による虐待の場合は、市町村が対応することになっており、センターで受理した場合は市町村に情報提供します。場合によってはセンターも一緒に対応します。

Q5 虐待だと判断された場合は？

虐待防止法は、罰則を与える法律ではありませんが、深刻な虐待事案の場合は、その行為自体が刑法やそれに応じた法律で判断され、逮捕や福祉事業所の指定取消等罰せられることがあります。

また、虐待防止法に当てはまる虐待が確認できなかったとしても、不適切な対応等がされている場合は、労働局や行政からの指導が行われる場合があります。

Q6 関係機関との連携が大切だと思えますが、センターではどのようなところと連携をとっていますか？

労働局、市町村、岐阜県警、県弁護士会、精神保健等の専門職団体、相談支援事業者連絡協議会、その他福祉関係者等ケースに必要な関係機

関と連携をとり、協議しながら対応しています。

Q7 虐待は、予防が大切だと聞きますが、センターではどのようない取り組みをされていますか？

虐待を防ぐには、「虐待の芽」を摘むことが大切だと言われています。センターでは、毎年、事業所の管理者向けに、「支援体制づくり」や「支援者のメンタルヘルス」「障がい者の理解」等を内容とした研修会を開催し、虐待予防の啓発に力を入れています。また、支援者が困った時の相談対応もしています。事業所で開催される研修会等に呼んでいただければ、お話をさせていただきます。

Q8 日々、障がい者の相談にのるなかで、感じていることを教えてください。

センターに寄せられる電話は、虐待の可能性があるものから生活相談まで様々です。

しかし、電話の主は、何らかの困難を抱えて電話をかけてくることを思うと、まずその声に耳を傾けることが大切だと思っています。そのうえで、そこにある問題を整理し、それぞれに対応を考えていきます。社会福祉士会が障害者権利擁護センターを運営する意味を考えると、単

に虐待の通報・届出の窓口だけでなく、ソーシャルワークの視点をもって相談業務にあたることの大切さを感じています。

また一方で、障がい者本人への支援だけでなく、障がい者が暮らす地域社会が優しい場所であるよう、障がい者への理解や虐待防止の啓発等について、働きかけていく事も大切な役割だと認識しています。

Q9 最後に福祉関係者に伝えたいことやお願いしたいことはありますか。

障がい者虐待が起こる原因は、その背景になっっている問題が一つでは

なく複合していることが多く、解決に向けては、関係機関がネットワークを組んで取り組んでいく事が不可欠です。

日頃より、福祉関係者の方々は様々な相談を受けられると思います。「虐待かもしれない」「虐待にながるかもしれない」といった状況がありましたらご連絡ください。

お問い合わせ先
岐阜県障害者権利擁護センター
電話：058-215-10618
FAX：058-215-10619
住所：岐阜市茜部大野2-219
平日：9時～17時
虐待に係る通報等の受理については24時間対応（休日・夜間は受付のみ）